

産業廃棄物処理施設

設置・変更許可申請等の手引

令和 7 年 6 月

川口市環境部産業廃棄物対策課

目 次

I	産業廃棄物について	1
II	処理施設の種類と許可について	8
	(参考) 廃棄物処理施設を設置する際に関連する他法令一覧	9
III	廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例(手続条例)	1 1
	【1】 条例の目的	
	【2】 手続条例の手続が必要なとき	
	【3】 手続条例の手続の流れ	
IV	許可申請手続について	1 3
	【1】 許可申請の種類について	
	【2】 許可の基準について	
	【3】 生活環境影響調査	
	【4】 申請書および添付書類	
	【5】 申請書について	
	【6】 申請手数料	
	【7】 処分の指令書・許可証の交付について	
	【8】 使用前検査について	
	【9】 定期検査について	
	【10】 廃棄物熱回収施設設置者認定制度について	
V	稼働開始後の諸手続	2 1
VI	罰 則	2 2
VII	その他	2 3
VIII	参 考	2 4
	【1】 川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例	
	【2】 (手続条例手続後の) 新規・変更許可申請	

【凡例】

この手引きで用いる法令の略称は次のとおり

廃棄物処理法…廃棄物の処理及び清掃に関する法律

政令……………廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

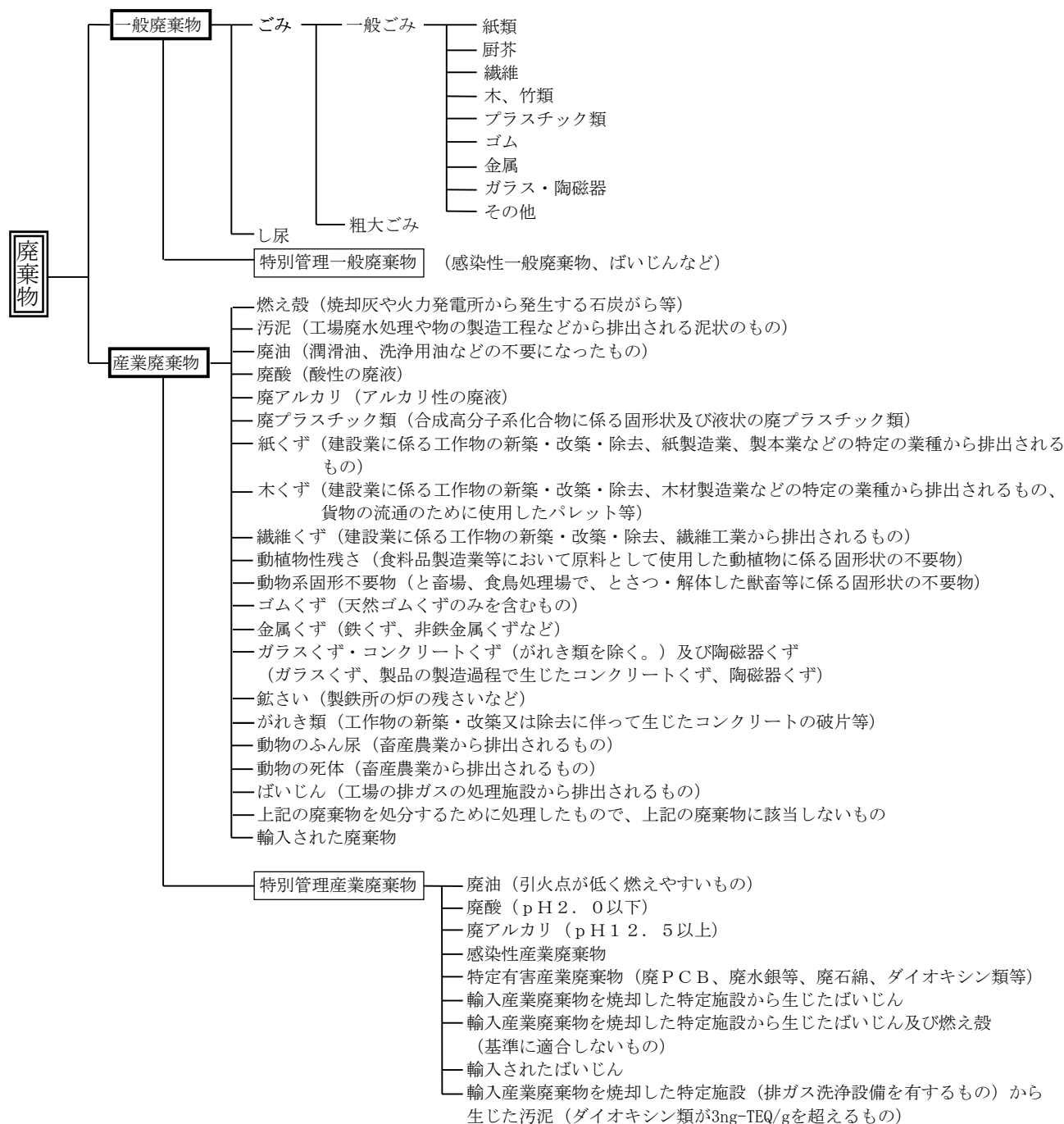
省令……………廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

I 産業廃棄物について

【1】 廃棄物の分類

廃棄物とは、人間の活動に伴って発生するもので、ごみなどの不要物や、自分で利用したり他人に有償で売却できないため不要になった液状または固形状のものを言います。

廃棄物は、その発生形態や性状の違いから、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の二つに大別されており、排出後の処理の責任主体や処理方法が異なります。



【2】 産業廃棄物とは（表－1及び表－2）

「産業廃棄物」とは、会社や工場などの事業に直接関係する活動に伴って発生した廃棄物及び輸入された廃棄物であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に定められた21種類の廃棄物を言います。

また、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものを「特別管理産業廃棄物」として定めています。

表－１ 産業廃棄物の種類（２１品目）（ただし、特別管理産業廃棄物を除く。）

【１】 安定型産業廃棄物

種 類	内 容（例 示）
廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状の廃プラスチック類。 廃ポリウレタン、廃スチロール（発泡スチロールを含む。）、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、合成紙くず、廃写真フィルム、廃合成皮革、廃合成建材（Ｐ－タイル、断熱材、合成木材、防音材等）、合成繊維くず（ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む）、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす（固化したもの）、接着剤かす（固化したもの）等
ゴムくず	天然ゴムくず。（注：合成ゴムは、廃プラスチック類） 切断くず、裁断くず等
金属くず	鉄くず、空き缶、スクラップ、ブリキ、トタンくず、箔くず、銅線くず、鉄粉、バリ、切削くず、研磨くず、ダライ粉、溶接かす等
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	１ ガラスくず：廃空き瓶類、板ガラスくず、アンプルロス、破損ガラス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉等 ２ コンクリートくず：製品の製造過程で生じるコンクリートブロック、インターロッキングブロック、モルタルくず及びアスファルト・コンクリートくず（いずれもがれき類を除く。） ３ 陶磁器くず：土器くず、陶器くず、石器くず、磁器くず、耐火レンガくず、断熱レンガくず、廃石膏ボード等
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、その他これに類する不要物。 コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、石類、瓦破片等

ただし、①廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているもの）、②廃容器包装（有害物質又は有機性の物質が混入・付着したもの）、③鉛蓄電池の電極、④鉛製の管又は板、⑤廃ブラウン管（側面部に限る。）、⑥廃石膏ボードは安定型から除く。

【２】 その他の産業廃棄物

種 類	排 出 限 定 業 種	内 容（例 示）
燃え殻		事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残さ、炉清掃廃棄物等。 廃棄物焼却灰、重油燃焼灰等
汚泥		工場廃水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程などにおいて生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの。 １ 有機性汚泥：製紙スラッジ、下水汚泥、ビルピット汚泥（し尿の混入しているものを除く。）、洗毛汚泥、活性汚泥（余剰汚泥）、消化汚泥、糊かす、うるしかす等 ２ 無機性汚泥：浄水場沈殿汚泥、中和沈殿汚泥、凝集沈殿汚泥、建設工事汚泥（カッター汚泥を除く。）、メッキ汚泥、碎石スラッジ、ペントナイト汚泥、キラ、カーバイドかす、石炭かす、ソーダ灰かす、ボンデかす、塩水マッド、廃ソルト、不良セメント、不養生コンクリート、廃触媒、タルクかす、柚葉かす、けい藻土かす、

種 類	排 出 限 定 業 種	内 容 (例 示)
汚泥 (続き)		活性炭かす、各種スカム (油性スカムを除く。)、 廃脱硫剤、ニカワかす、脱硫いおう、ガラス・タ イル研磨かす、バフくず、廃サンドブラスト (塗 料かすを含むものに限る。)、スケール、スライ ム残さ、排煙脱硫石膏、赤泥、転写紙かす等
廃油		鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃 油、廃溶剤類等。 潤滑油系廃油 (スピンドル油、冷凍機油、ダイナ モ油、焼入油、タービン油、マシン油、エンジン 油、グリース等)、切削油系廃油 (水溶性、不水 溶性)、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、圧延油系 廃油、作動油系廃油、その他の鉱物油系廃油 (重 油等)、動植物油系廃油 (魚油、鯨油、なたね油、 やし油、ひまし油、大豆油、豚脂、牛脂等)、廃 溶剤類 (アルコール等)、廃可塑剤類 (脂肪酸エ ステル、リン酸エステル、フタル酸エステル等)、 消泡用油剤、ビルジ、タンカー洗浄排水等 ※ タールピッチ (廃油と廃酸の混合物)、廃白 土 (廃油と汚泥の混合物)、タンクスラッジ、油 性スカム・洗車スラッジ (廃油と汚泥の混合物)
廃酸 ($> \text{pH} 2.0$)		廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするす べての酸性廃液のうち、 $\text{pH} 2.0$ 以下でないもの。 無機廃酸 (硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、スルファ ミン酸、ほう酸等)、有機廃酸 (ギ酸、酢酸、シ ュウ酸、酒石酸、クエン酸等)、アルコール発酵 廃液、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色 廃液 (漂白浸せき工程、染色工程)、クロメート 廃液、写真漂白廃液等
廃アルカリ ($< \text{pH} 12.5$)		廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性 廃液のうち、 $\text{pH} 12.5$ 以上でないもの。 洗びん用廃アルカリ、石炭廃液、廃灰汁、アルカ リ性めっき廃液、金属石鹼廃液、廃ソーダ液、ド ロマイト廃液、アンモニア廃液、染色廃液 (精錬 工程、シルケット加工)、黒液 (チップ蒸解廃 液)、脱脂廃液 (金属表面処理)、写真現像廃液、 か性ソーダ廃液、硫化ソーダ廃液、けい酸ソー ダ廃液、か性カリ廃液等
紙くず	建設業 (工作物の新築、改 築、除去)、パルプ・紙・ 紙加工品製造業、新聞業、 出版業、製本業及び印刷 物加工業	左記の事業活動に伴って生ずる紙くず。 印刷くず、製本くず、裁断くず、建材の包装紙、建 設現場から排出される紙くず等
木くず	建設業 (工作物の新築、改 築、除去)、木材・木製品・ パルプ製造業、輸入木材 卸売業、物品賃貸業	左記の事業活動に伴って生ずる木くず。 1 建設業：建物・橋・電柱・工事現場・飯場小 屋の廃木材等 2 木材業等：おがくず、パーク類、梱包材くず、 板きれ、廃チップ等 3 物品賃貸業：家具・器具類等
		貨物の流通のために使用したパレット

種 類	排 出 限 定 業 種	内 容 (例 示)
繊維くず	建設業（工作物の新築、改築、除去）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）	左記の事業活動に伴って生ずる天然繊維くず。 木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨンくず等、建設現場から排出される繊維くず、ロープ等 ※合成量は繊維くずの他に、廃プラスチック類、木くず等の混合物 （注：合成繊維くずは、廃プラスチック類）
動植物性残さ	食料品製造業 飲料・飼料製造業（たばこ製造業を除く。） 医薬品製造業 香料製造業	左記の事業活動において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物。 （市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は事業系一般廃棄物） 1 動物性残さ：魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、かんづめ・瓶詰め不良品（返品されたものを除く。）、乳製品精製残さ、卵から、貝がら、羽毛等 2 植物性残さ：ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、油かす等
動物系固形不要物	と畜場 食鳥処理場	とさつ又は解体した獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）及び食鳥処理した食鳥（にわとり、あひる、七面鳥等）に係る固形状の不要物
鉍さい		高炉・平炉・転炉・電気炉からの残さい（スラグ）、キューポラ溶鉍炉のノロ、ドロス・カラミ・スパイス、不良鉍石、粉炭かす、鉍じん、鑄物廃砂、サンドブラスト廃砂（塗料かす等を含むものを除く。）等
動物のふん尿	畜産農業	左記の事業活動に伴って生ずる家畜のふん尿。 牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七面鳥、兎及び毛皮獣等のふん尿等
動物の死体	畜産農業	左記の事業活動に伴って生ずる家畜の死体 牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七面鳥、兎及び毛皮獣等の死体
ばいじん		ばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの。 電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等
処分するために処理したもの（13号廃棄物）		産業廃棄物を処分するために処理したもの。 有害汚泥コンクリート固形物等
輸入された廃棄物		航行廃棄物、携帯廃棄物を除く。

表－２ 特別管理産業廃棄物の種類

種 類		区 分（排出限定）	例 示
廃油（燃焼しやすいもの）		揮発油類	ガソリン、アルコール、廃溶剤（シンナー、ベンゼン、トルエン）
		灯油類	灯油、ジェット燃料油
		軽油類	ディーゼル軽油
廃酸（著しい腐食性あり）		p H 2. 0 以下	濃硫酸、濃硝酸、強酸廃液
廃アルカリ（著しい腐食性あり）		p H 1 2. 5 以上	強アルカリ廃液
感染性産業廃棄物 （医療関係機関から排出される血液、使用済みの注射器等の感染性又はそのおそれのある産業廃棄物） ※医療関係機関（病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設等）		血液等	血液、血清、血漿、血液製剤
		血液等が付着した鋭利なもの	注射針、メス、試験管（破損したもの）、シャーレ（破損したもの）、ガラスくず等
		病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの	実験、検査等に使用した試験管、シャーレ
		その他血液等が付着したもの	血液等が付着した実験・手術用の手袋等
		その他	汚染物が付着した廃プラスチック類
※特定有害産業廃棄物	廃 P C B 等	廃PCB及びPCBを含む廃油	P C B 原液、P C B を含む絶縁油
	P C B 汚染物	PCB付着物等	塗布又は染み込んだもの（汚泥、紙くず、木くず、繊維くず） 付着又は封入されたもの（廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類）
	P C B 処理物	廃PCB等、PCB汚染物を処分するために処理したもの	廃油（＞0. 5mg/kg）、廃酸（＞0. 03mg/ℓ）、廃アルカリ（＞0. 03mg/ℓ）、廃プラスチック類又は金属くず（PCBが付着、封入されているもの）、陶磁器くず（付着されているもの）、その他（＞0. 003mg/ℓ）
	廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物）	特定施設において生じたもの（水銀を回収するための施設、水銀使用製品の製造施設、試験研究機関等） 水銀汚染物等から回収されたもの	金属水銀、水銀化合物の廃試薬、非鉄製錬スラッジから回収した水銀
			当該廃水銀等を処分するために処理したもの（精錬設備を用いて行われる精錬に伴い生じた残さを除く）
	指定下水汚泥	下水道法施行令第 1 3 条の 4 の規定により指定された汚泥	環境省令で定める基準（表－ 3 参照）を超えているもの
			当該指定下水汚泥を処分するために処理したもの
	鉍さい		環境省令で定める基準（表－ 3 参照）を超えているもの
			当該鉍さいを処分するために処理したもの

種 類	区 分（排出限定）	例 示
※特定有害産業廃棄物	廃石綿等	石綿建材除去事業 吹付け石綿除去物、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、その他飛散性保温材・断熱材・耐火被膜材、石綿等付着物（プラスチックシート、防じんマスク、作業衣等）
	大気汚染防止法第2条第11項に規定する特定粉じん発生施設及び当該施設が設置されている事業場	集じん施設によって集められたもの、石綿等付着物（防じんマスク、集じんフィルター等）
	輸入されたもの	集じん施設によって集められたもの、石綿等付着物（防じんマスク、集じんフィルター等）
	ばいじん 燃え殻	環境省令で定める基準（表－3参照）を超えているもの 当該ばいじん及び燃え殻を処分するために処理したもの
	廃油（廃溶剤）	国内において生じたものにあつては、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設において生じたもの 対象となる廃溶剤（表－3参照） 当該廃油を処分するために処理したもの
	汚泥 廃酸 廃アルカリ	国内において生じたものにあつては、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたもの 環境省令で定める基準（表－3参照）を超えているもの 当該汚泥、廃酸及び廃アルカリを処分するために処理したもの

※特定有害産業廃棄物は、当該廃棄物が生ずる施設等に関する限定があります。

表－３ 特定有害産業廃棄物に適用する省令で定める基準

※単位は２５項を除き、（mg/l）

		燃え殻・ばいじん・鉱さい					廃油（廃溶剤に限る。）				指定下水汚泥・汚泥・廃酸・廃アルカリ			
		燃え殻	ばいじん	鉱さい	処理物（廃酸・廃アルカリ）	処理物（廃酸・ <u>廃アルカリ以外</u> ）	処理物			指定下水汚泥・汚泥	廃酸・廃アルカリ	処理物（廃酸・ <u>廃アルカリ</u> ）	処理物（廃酸・ <u>廃アルカリ以外</u> ）	
							廃溶剤	廃酸・ <u>廃アルカリ</u>	廃酸・ <u>廃アルカリ以外</u>					
1	アルキル水銀化合物	—	検出されないこと				—	—	—	—	検出されないこと			
	水銀又はその化合物	—	0.005		0.05	0.005	—	—	—	—	0.005	0.05	0.05	0.005
2	カドミウム又はその化合物	0.09			0.3	0.09	—	—	—	—	0.09	0.3	0.3	0.09
3	鉛又はその化合物	0.3			1	0.3	—	—	—	—	0.3	1	1	0.3
4	有機燐化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1
5	六価クロム化合物	1.5			5	1.5	—	—	—	—	1.5	5	5	1.5
6	砒素又はその化合物	0.3			1	0.3	—	—	—	—	0.3	1	1	0.3
7	シ ア ン 化 合 物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1
8	ポリ塩化ビフェニル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.003	0.03	0.03	0.003
9	トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	*	*	1	0.1	0.1	1	1	0.1
10	テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	*	*	1	0.1	0.1	1	1	0.1
11	ジクロロメタン	—	—	—	—	—	*	*	2	0.2	0.2	2	2	0.2
12	四 塩 化 炭 素	—	—	—	—	—	*	*	0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
13	1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	—	*	*	0.4	0.04	0.04	0.4	0.4	0.04
14	1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	*	*	10	1	1	10	10	1
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	*	*	4	0.4	0.4	4	4	0.4
16	1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	*	*	30	3	3	30	30	3
17	1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	*	*	0.6	0.06	0.06	0.6	0.6	0.06
18	1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	—	*	*	0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
19	チウラム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.06	0.6	0.6	0.06
20	シマジン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.03	0.3	0.3	0.03
21	チオベンカルブ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.2	2	2	0.2
22	ベンゼン	—	—	—	—	—	*	*	1	0.1	0.1	1	1	0.1
23	セレン又はその化合物	0.3			1	0.3	—	—	—	—	0.3	1	1	0.3
24	1,4-ジオキサン	—	0.5	—	5	0.5	*	*	5	0.5	0.5	5	5	0.5
25	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g		—	100pg-TEQ/ℓ	3ng-TEQ/g	—	—	—	—	3ng-TEQ/g	100pg-TEQ/ℓ	100pg-TEQ/ℓ	3ng-TEQ/g

※１ 各々の基準を超える場合、特別管理産業廃棄物として扱う。

※２ 一は適用される基準がないことを示す。

※３ 燃え殻の処理物（廃酸・廃アルカリ、廃酸・廃アルカリ以外ともに）は、１項が適用されない。

※４ 鉱さいの処理物（廃酸・廃アルカリ、廃酸・廃アルカリ以外ともに）は、２５項が適用されない。

※５ *は、濃度に関係なく特別管理産業廃棄物になる。

Ⅱ 処理施設の種類と許可について

廃棄物処理法第 15 条の規定により政令で定める産業廃棄物処理施設を新たに設置しようとする際には、知事の設置許可を受けなければなりません。また、許可を必要とする施設の種類の種類は表のとおりです。

産業廃棄物処理施設の種類の種類(政令第7条)

号	施設の種類の種類	能力・規模
1	汚泥の脱水施設	1 0 m ³ ／日を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設	1 0 m ³ ／日を超えるもの
	汚泥の天日乾燥施設	1 0 0 m ³ ／日を超えるもの
3	汚泥の焼却施設	5 m ³ ／日を超えるもの 又は 2 0 0 kg／時以上のもの 又は火格子面積が 2 m ² 以上のもの
4	廃油の油水分離施設	1 0 m ³ ／日を超えるもの
5	廃油の焼却施設	1 m ³ ／日を超えるもの 又は 2 0 0 kg／時以上のもの 又は火格子面積が 2 m ² 以上のもの
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	5 0 m ³ ／日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設	5 t／日を超えるもの
8	廃プラスチック類の焼却施設	1 0 0 kg／日を超えるもの 又は火格子面積が 2 m ² 以上のもの
8 の 2	木くず又はがれき類の破碎施設	5 t／日を超えるもの
9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべて
1 0	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべて
1 0 の 2	廃水銀等の硫化施設	すべて
1 1	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべて
1 1 の 2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべて
1 2	廃 P C B 等、P C B 汚染物又は P C B 処理物の焼却施設	すべて
1 2 の 2	廃 P C B 等又は P C B 処理物の分解施設	すべて
1 3	P C B 汚染物又は P C B 処理物の洗浄施設又は分離施設	すべて
1 3 の 2	産業廃棄物の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類及び廃 P C B 等、P C B 汚染物又は P C B 処理物の焼却施設を除く。)	2 0 0 kg／時以上のもの 又は火格子面積が 2 m ² 以上のもの
1 4	産業廃棄物の最終処分場	すべて

(参考)

産業廃棄物処理施設を設置する際に関連する主な他法令一覧
(★は許可が必要なので、特に注意が必要)

【１】建築基準法

★第５１条ただし書の許可

廃棄物処理法第１５条の産業廃棄物処理施設（事業場から発生した廃棄物を当該事業場内のみで処理する場合及び最終処分場は除く。）を設置または変更する場合は、建築基準法第５１条の適用を受ける可能性がある。

担当：川口市建築安全課

【２】都市計画法

★第１種特定工作物の開発許可

金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類、木くずの破碎施設は、都市計画法施行令第１条に規定する第１種特定工作物に該当する。

担当：川口市開発審査課

【３】その他環境関係法令

（１）大気汚染防止法

①ばい煙発生施設設置届

廃棄物焼却炉：焼却能力２００kg/時以上又は火格子面積２㎡以上

乾燥炉（汚泥の乾燥炉等）：火格子面積１㎡以上など

担当：川口市環境保全課

②一般粉じん発生施設設置届

ベルトコンベア、破碎機、ふるい、土石等の堆積場など

担当：川口市環境保全課

（２）水質汚濁防止法（特定施設設置届）

汚泥の脱水施設、汚泥の焼却施設、廃油の油水分離施設、廃油の焼却施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設、廃プラスチック類の焼却施設、汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設など

担当：川口市環境保全課

（３）ダイオキシン類対策特別措置法（特定施設設置届）

廃棄物焼却炉：焼却能力５０kg/時以上又は火格子面積０．５㎡以上

汚水又は廃液を排出する施設：排ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰ピットなど

担当：川口市環境保全課

（４）騒音規制法、振動規制法（特定施設設置届）

金属プレス機、コンプレッサー、送風機（ブロア）、がれき類の破碎機、ふるい、木くずのチップパーなど

担当：川口市環境保全課

(5) 埼玉県生活環境保全条例

①指定ばい煙発生施設設置届

廃棄物焼却炉

担当：川口市環境保全課

②指定騒音施設設置届・指定振動施設設置届

指定地域内において、金属プレス機、コンプレッサー、送風機（ブロー）、
がれき類の破砕機、ふるい、木くずのチップパーなどを設置する場合

担当：川口市環境保全課

③指定粉じん発生施設設置届

ベルトコンベア、破砕機、ふるい、土石等の堆積場など

担当：川口市環境保全課

④地下水採取規制

揚水機の吐出口の断面積の合計によっては許可又は届出が必要です。

担当：川口市環境保全課

★(6) 工業用水法

工業用水（製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に用いるもの）のために、井戸から汲み上げた地下水を使用する場合は、知事の許可を必要とします。

担当：川口市環境保全課

★(7) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律

建築物用水（冷房用設備、水洗便所、自動車車庫に設けられた洗車設備、浴室面積合計150㎡を超える公衆浴場に用いるもの）のために井戸から汲み上げた地下水を使用する場合は、知事の許可を必要とします。

担当：川口市環境保全課

【4】その他関係法令

★(1) 農地法

農地を農地以外にする場合には、都道府県知事又は農林水産大臣の許可を必要とします。

※ 市街化区域内の農地については、あらかじめ農業委員会に届け出ることでより許可が不要になります。

担当：川口市農業委員会

★(2) 河川法

①河川区域

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする場合は、許可を必要とします。

荒川の場合 担当：荒川下流河川事務所

荒川以外の場合 担当：さいたま県土整備事務所

②河川保全区域

土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為又は工作物の新築又は改築のいずれかの行為をしようとする場合は、許可を必要とします。

荒川の場合 担当：荒川下流河川事務所

荒川以外の場合 担当：さいたま県土整備事務所

Ⅲ 廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例（手続条例）

【１】条例の目的

廃棄物処理施設の設置等に関する計画の事前公開、並びに事業計画者及び関係住民の合意形成を促進するための手続、並びに紛争を解決するためのあっせんに関し必要な事項を定めることで、紛争の予防及び調整を図るとともに、関係地域の生活環境の保全に寄与することを目的としています。

【２】設置条例の手続が必要なとき

川口市内において、Ⅱ 1 の施設を設置しようとする方は、廃棄物処理法に基づく申請に先立ち、設置条例に基づく手続が必要となります。

廃棄物処理施設の設置の際に事業計画について周辺住民へ説明すること等により、事業計画者と周辺住民との合意形成を促進し、紛争を未然に防止することを目的としています。

また、既に許可を取得した方が、産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類を変更する等、変更許可を要する場合も同様に設置条例に基づく手続が必要です。

※ 施設が移動式（事業場の敷地内において当該事業場から排出される産業廃棄物のみを処理する目的のために設置する施設であって、処理に必要な期間を超えないで設置するものに限る。）の場合は設置条例の手続は不要です。

【３】手続条例の手続の流れ

（１）事業計画書、生活環境保全対策書の提出

産業廃棄物処理施設の設置等に関する計画（事業計画書）及び処理施設の設置等による周辺地域の生活環境に及ぼす影響に関する調査の結果（生活環境保全対策書）を５部（正本１部、副本４部）市に提出してください。

◇ 添付書類

- ・ 事業計画の概要を記載した書類
- ・ 事業計画者が法人の場合、定款及び登記事項証明書
- ・ 事業計画者が個人の場合、住民票の写し
- ・ 事業の用に供する施設（廃棄物処理施設）の付近の見取図
- ・ 廃棄物処理施設の設置等の用に供する土地（事業用地）内の施設の配置図
- ・ 事業用地の周囲の地形を明らかにする図面
- ・ 事業用地の公図の写し及び登記事項証明書（事業計画者が当該土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類）
- ・ 廃棄物処理施設の平面図、立面図、断面図及び構造図
- ・ 廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- ・ 廃棄物処理施設の処理能力の算出根拠を明らかにする書類
- ・ 最終処分場以外の場合、処理工程図

（２）関係地域の設定

市は、事業計画に係る産業廃棄物処理施設の種類に応じて、下表の範囲を基準に関係地域として定めて事業計画者に通知します。

政令第７条第３号、第５号、第８号及び第９号から第１４号までに掲げる施設	設置等の場所の敷地境界線から ５００ｍ以内の範囲
上記以外の焼却施設、灰溶融施設	設置等の場所の敷地境界線から ５００ｍ以内の範囲
上記以外の産業廃棄物処理施設	設置等の場所の敷地境界線から ２００ｍ以内の範囲

(3) 周知計画書の提出

関係地域の住民（関係住民）に対する説明会の開催に関する計画等を記載した周知計画書を2部（正本1部、副本1部）市へ提出してください。

(4) 事業計画の公開・説明会の開催

市は、提出された事業計画書、生活環境保全対策書を30～60日間縦覧します。縦覧期間中に関係住民に対して説明会を原則として3回以上開催してください。

また、関係住民は、計画に対する意見書を市に提出することができます。

(5) 見解書の作成・周知

関係住民から意見書が提出された場合には、それに対する見解書を作成し、市に提出するとともに、その見解書を説明会その他の方法により関係住民に周知してください。

(6) 審査結果の通知

市は、(1)から(5)の手続の内容を踏まえ、総合的に審査を行った結果を審査結果として、通知します。

(7) 審査結果に対する措置、生活環境保全協定の締結

審査結果に対する措置を行うとともに、関係住民から求めがあった場合には、生活環境保全協定を締結するよう努め、それぞれの内容を市に報告してください。

(8) 施設設置等手続承認書の交付

(7)の報告の内容が相当と認められるときは、市から手続承認書が交付され、設置条例に基づく手続は終了となります。

なお、承認書の交付から3年以内に施設の設置等の工事に着手しないときは、設置条例に基づく事業計画は廃止されたものとみなします。

(9) その他

- ・事業計画を実施するうえで、土地利用の制限をはじめとした関係他法令の規制がかかる場合があります。必要に応じてこれらの関係機関（関係地域に隣接他市区が含まれる場合は、これらの市区の機関を含む）と協議していただくことになりますので、事前に問い合わせてください。
- ・事業計画者又は関係住民は、産業廃棄物処理施設の設置等に伴い生ずるおそれのある生活環境保全上の支障に関して紛争が生じ、自主的解決に至らなかったときは、市にあっせんの申出をすることができます。
- ・市は、事業計画者に対して指導助言を行うときや、あっせんを行うときに、川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会を開催し、意見を聴くことがあります。
- ・手続条例に係る手続については、手数料はかかりません。

Ⅳ 許可申請手続について

施設の種類ごとに許可の申請を行ってください。なお、設置条例の手続の対象となる許可申請については、手続承認書の交付を受けた後に申請してください。

各申請の受付は予約制となっておりますので、産業廃棄物対策課（０４８－２２８－５３８０）あてに電話で予約したうえで、申請してください。

【１】許可申請の種類について

（１）新規許可

川口市内において、新たに産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合

（２）変更許可

許可を得て設置した産業廃棄物処理施設について、変更（詳細は「Ⅴ【１】変更許可」を参照）を行う場合

- （１）処理能力（１０％以上の増加）
- （２）産業廃棄物処理施設の位置
- （３）産業廃棄物処理施設の処理方式
- （４）産業廃棄物処理施設の構造及び設備
- （５）排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更
- （６）産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

上記項目に該当しない場合でも変更許可手続が必要となる場合がありますので、変更の場合には、事前に産業廃棄物対策課（０４８－２２８－５３８０）にご相談ください。

（３）譲り受け及び借り受けの許可

産業廃棄物処理施設設置の許可を受けた者から、産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする場合

（４）合併及び分割の認可

産業廃棄物処理施設設置者である法人の合併の場合（許可施設設置者である法人が存続する場合を除く。）、又は分割の場合（当該産業廃棄物処理施設を承継する場合に限る。）

【2】主な許可基準等について

使用する施設及び申請者の能力が、その事業を的確かつ継続して行えるものでなくてはなりません。

（１）構造に係る基準

その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が省令で定める技術上の基準に適合していること。

○技術上の基準（省令第１２条）

- １）自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- ２）産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ３）産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
- ４）著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
- ５）施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。
- ６）産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

（２）維持管理に係る基準

その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

○維持管理の技術上の基準（省令第１２条の６）

- １）受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
- ２）施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。
- ３）産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
- ４）施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。
- ５）産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- ６）蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。
- ７）著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
- ８）施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
- ９）施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第２１条の２第１項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、３年間保存すること。

(3) 申請者の能力に係る基準

- ① 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行うに足る知識及び技能を有すること。

●技術管理者の資格要件

省令第17条

- 一 技術士法第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- 二 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- 三 第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- 四 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（※同頁下部参照）

参考 省令第8条の17第2号イからチ

- イ 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- ロ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ハ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ニ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ホ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ヘ 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ト 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- チ 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

※ 一般財団法人日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習会の修了者を同等以上の能力を有する者としています。

講習に関する問い合わせ先

一般財団法人 日本環境衛生センター TEL044(288)4919

URL <http://www.jesc.or.jp>

一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会

URL <http://www.saitama-sanpai.or.jp>

- ② 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

○ 原則として、債務超過の状態にないこと。

○ 経理状況によっては、別途、中小企業診断士又は公認会計士の財務診断書の提出を依頼することがあります。

○ 提出書類（追加書類を含む。）をもとに審査を行うので、追加書類を提出後、不許可となる場合もあります。

（４）申請者等の欠格要件（廃棄物処理法第１５条の２第１項第４号）

申請者は、次のいずれにも該当しないこと。

①廃棄物処理法第１４条第５項第２号イ関係（廃棄物処理法第７条第５項第４号イ～チ）

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として省令で定めるもの（※省令で定める者：精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第３２条の２第７項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第２９４条（傷害罪）、第２９６条（傷害現場助勢罪）、第２９８条（暴行罪）、第２９８条の２（凶器準備集合罪）、第２２２条（脅迫罪）若しくは第２４７条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ホ 法第７条の４第１項（第４項に係る部分を除く。）若しくは第２項若しくは第１４条の３の２第１項（第４項に係る部分を除く。）若しくは第２項（これらの規定を第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第７条の４第１項第３号又は第１４条の３の２第１項第３号（第１４条の６において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６９日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項若しくは第１４条の３の２第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項（これらの規定を取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第８条の５第６項及び第１４条第５項第２号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

ヘ 法第７条の４若しくは第１４条の３の２（第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第７条の２第３項（第

14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの。

ト へに規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日前69日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの。

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

②廃棄物処理法第7条第5項第2号ロ～へ

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)が①イからチ及び②でロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに①イからチ及び②でロまでのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用人のうちに①イからチ及び②でロまでのいずれかに該当する者のあるもの

へ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

《政令で定める使用人》(廃棄物処理法第14条第5項第2号ニ及びホ)

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者(政令第6条の10(政令第4条の7))

1 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

2 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

※ 施設の譲受け又は借受けの許可、合併又は分割の認可においては、(3)申請者の能力に関する基準、(4)欠格事項に関する基準のみが適用されます。

※ ただし、上記のすべての基準を満たした場合であっても、産業廃棄物処理施設の過度の集中により大気環境基準の確保が困難となると認めるときは、設置・変更許可をしないことがあります。(廃棄物処理法第15条の2第2項)

【3】生活環境影響調査

(1) 廃棄物処理施設設置等事業計画書を提出する際は、生活環境保全対策書を添付してください。

(2) 産業廃棄物処理施設の設置許可申請及び変更許可申請を行う際は、生活環境影響調査書を添付してください。(省令第11条の2)

(3) 調査の実施にあたっては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(環境省)及び「生活環境影響調査に係る指導要領」に基づき行ってください。

なお、川口市では騒音の項目として「低周波音音圧レベル」についても調査対象としていますので、ご注意ください。

【4】申請書及び添付書類

記 載 事 項 等	設 置	変 更	譲 受・ 借 受	合 併・ 分 割	様 式
氏名(名称)、住所。法人にあっては、代表者の氏名	○	○	○	○	有
法定代理人、役員等、政令で定める使用人の氏名、住所及び本籍	○	○	○	○	
株主又は出資者の出資比率等、氏名、住所、本籍(法人にあっては名称、所在地)	○	○	○	○	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	○	○	○	○	
産業廃棄物処理施設の種類の	○	○	○	○	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	○	○	○	○	
着工予定年月日、使用開始予定年月日	○	○	○	○	
産業廃棄物処理施設の処理能力	○	○	○	○	
産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	○	○	○	○	
産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	○	○	○	○	
災害防止のための計画(最終処分場の場合)	○	○	○	○	
汚泥等又は焼却灰等の処分方法	○	○	○	○	
埋立処分の計画(最終処分場の場合)	○	○	○	○	
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項	○	○	○	○	
産業廃棄物処理施設の許可年月日、許可番号		○	○	○	
保管の場所に関する事項	○	○	○	○	
施設の処理方式、構造、設備の概要	○	○	○	○	
取り扱う産業廃棄物の種類	○	○			有
処理後の産業廃棄物の処分方法	○	○			
取り扱う産業廃棄物の排出工程及びその性状等	○	○			
法人(申請者、法定代理人及び株主又は出資者) 定款 ^{注1} (又は寄付行為)、登記事項証明書 ^{注2}	○	○	○	○	無
個人(申請者、法定代理人、役員等、株主又出資者) 住民票の写し(本籍記載のものでマイナンバーの記載のないもの。外国人にあっては、国籍等が記載されているもの。)、登記されていないことの証明書 ^{注2}					
誓約書	○	○	○	○	有
事業地の概要、案内図	○	○			無
施設(保管等の場所を含む)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、付近の見取図	○	○			
登記事項証明書、公図の写し ^{注2}	○	○	○	○	
周囲の地形、地質、地下水の状況を明らかにする書類及び図面(最終処分場の場合)	○	○			
維持管理計画書	○	○	○	○	
埋立処分計画書及び災害防止計画書(最終処分場の場合)	○	○	○	○	無
施設の所有権移転に関する書類 ^{注3}	○	○	○	○	
事業の開始に要する資金の総額、資金の調達方法	○	○	○	○	有
法人: 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び法人税の納税証明書 ^{注4}	○	○	○	○	無
個人: 資産に関する調書、直前3年の所得税の納付証明書					
事業収支計画書	○	○	○	○	有
技術管理者講習修了証(写し)	○	○	○	○	無
生活環境影響調査結果	○	○			無

注1 定款は法定代理人及び株主又は出資者の場合には添付不要です。

注2 住民票の写し、登記事項証明書等の公共機関が発行する書類は、原則として原本を正本の1部に添付し、副本等には写しを添付してください。

注3 土地賃貸借契約書の写し、使用承諾書等

注4 その他、事業が継続できることを示した書類(中小企業診断士等の診断書等)を提出していただく場合があります。

【5】申請書について

（１）申請書様式

申請書の様式は、産業廃棄物対策課の窓口で配布しています。

（２）提出方法

申請書は必ず電話で予約の上、産業廃棄物対策課窓口に持参してください。（郵送での受付はしていません）

（３）提出部数

許可申請書は、それぞれ次に掲げる部数を提出してください。

業種区分	新規・変更
焼却施設、P C B 処理施設、 廃石綿等溶融施設、最終処分場	正本 1 部、副本 1 部、 写し 1 3 部
その他の産業廃棄物処理施設	正本 1 部、副本 1 部

※ 副本 1 部は受付後、申請者にお返しします。

※ 焼却施設、最終処分場、P C B 処理施設及び廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設については、専門委員会委員及び関係市区への意見聴取、利害関係人への縦覧に使用するため、写しの提出をお願いします。

なお、関係市区の数等により、部数が増加することがあります。

【6】申請手数料について

申請書が受理される段階に至ったとき、納付書をお渡しします。申請区分に応じて以下の手数料を金融機関にて納入してください。申請手数料は次表のとおりです。

（令和 7 年 6 月 1 日現在）

申請の種類	手数料
設置許可の申請（焼却、最終処分等）	1 4 0, 0 0 0 円
設置許可の申請（上記以外）	1 2 0, 0 0 0 円
変更許可の申請（焼却、最終処分等）	1 3 0, 0 0 0 円
変更許可の申請（上記以外）	1 1 0, 0 0 0 円
譲り受け・借り受けの申請	9 4, 0 0 0 円
合併・分割の認可の申請	9 4, 0 0 0 円

【7】処分の指令書・許可証の交付について

交付日は電話等でお知らせします。

【8】使用前検査について

許可を受けた施設は検査を受け、申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ使用できません。

竣工した時点で産業廃棄物対策課へ産業廃棄物処理施設使用前検査申請書を提出し、使用前検査を受けてください。

【9】定期検査について

施設設置許可を受けた焼却施設、廃石綿又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、P C B 処理施設及び最終処分場の設置者は、定期検査を受けなければなりません。

定期検査の受検期間及び必要書類等は環境省の定期検査マニュアルを参考にしてください。

【10】廃棄物熱回収施設設置者認定制度について

熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、一定の基準に適合していることについて認定を受けることができます。

同認定の方法及び申請等は、環境省の熱回収マニュアル
(<http://www.env.go.jp/recycle/misc/thermal/main.pdf>) を参考にしてください。

V 稼働開始後の諸手続

【1】 変更許可（廃棄物処理法第15条の2の6）

産業廃棄物処理施設について、以下に示す事項の変更をしようとするときは、許可を受けなければなりません。なお、許可申請の前に、新規の許可と同様、「Ⅲ 廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例（手続条例）」（P11）の手続が必要です。

- (1) 処理能力（10%以上の増加）
- (2) 産業廃棄物処理施設の位置
- (3) 産業廃棄物処理施設の処理方式
- (4) 以下の産業廃棄物処理施設の構造及び設備
 - ①脱水施設にあつては脱水機
 - ②乾燥施設にあつては乾燥設備
 - ③焼却施設にあつては燃焼室
 - ④油水分離施設にあつては油水分離設備
 - ⑤中和施設にあつては中和槽
 - ⑥破碎施設にあつては破碎機
 - ⑦コンクリート固型化施設にあつては混練設備
 - ⑧ばい焼施設にあつてはばい焼室
 - ⑨シアン化合物の分解施設にあつては熱分解設備又は分解槽
 - ⑩溶融施設にあつては溶融炉又は破碎設備
 - ⑪廃PCB等又はPCB処理物の分解施設にあつては反応設備
 - ⑫PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設にあつては洗浄設備又は分離設備
 - ⑬遮断型最終処分場にあつては外周仕切設備
 - ⑭安定型最終処分場にあつては擁壁又はえん堤
 - ⑮管理型最終処分場にあつては遮水層又は擁壁若しくはえん堤
 - ⑯①～⑮以外の設備の変更であつて、排ガスの性状、放流水の水質等生活環境への負荷を増大させる場合
- (5) 排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更
(例：煙突の位置、径、排水口の位置等の変更)
- (6) 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画（排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更にあつて、当該変更によって周辺的生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもの又は排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度の変更であつて、当該変更によって頻度が高くなるもののみを行う場合を除く。）

※ 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類を変更することにより新たに政令第7条各号の施設に該当する場合は新規許可になります。

【2】 各種届出

(1) 届出を要する産業廃棄物処理施設の変更

以下に示す事項について変更したときは、遅滞なく産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書（付録様式）を提出してください。

- ・氏名又は名称及び住所
- ・役員及びこれに準ずるもの
- ・処理能力の変更（許可時の処理能力から減少又は10%未満の増加）
- ・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画（変更許可不要の場合）
- ・産業廃棄物の処理施設の構造・設備の変更（変更許可不要の場合）

- ・焼却施設にあつては、焼却灰等の処分方法
- ・廃油の油水分離施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設又は汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設にあつては、汚泥等の処分方法
- ・廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法
- ・最終処分場にあつては、埋立処分の計画及び災害防止のための計画
- ・産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- ・着工予定年月日及び使用開始予定年月日

(2) 施設の廃止

産業廃棄物処理施設の全部又は一部を廃止したときは、遅滞なく、産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書を提出してください。

(3) 施設の休止

産業廃棄物処理施設の全部又は一部を休止しようとするときは、遅滞なく、産業廃棄物軽微変更等届出書を提出してください。

(4) 相続の届出

許可施設設置者について相続があったときは、相続人は地位を承継します。
地位を承継した相続人は、相続の日から３０日以内に相続届出書を提出してください。

(5) 提出部数

２部（うち申請者控え１部）

(6) 提出先

川口市環境部産業廃棄物対策課

VI 罰則

許可を受けずに産業廃棄物処理施設を設置したり、変更した場合には、罰則の適用を受けます。

(1) 無許可設置

許可を受けずに、産業廃棄物処理施設の設置をすること。
５年以下の拘禁刑若しくは１０００万円以下の罰金、又はこの併科

(2) 無許可変更

産業廃棄物処理施設設置者が許可を受けず施設の構造等を変更すること。
５年以下の拘禁刑若しくは１０００万円以下の罰金、又はこの併科

(3) 無許可譲り受け等

産業廃棄物処理施設設置者が許可を受けずに施設を譲り受け又は借り受けること。
３年以下の拘禁刑若しくは３００万円以下の罰金、又はこの併科

(4) 廃棄物処理施設廃止変更届出義務違反

廃棄物処理施設設置者が、その施設の廃止又は諸事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をすること。
３０万円以下の罰金

(5) 報告違反

廃棄物処理業者等が求められた報告をせず又は虚偽の報告をすること。
３０万円以下の罰金
※ほかに不法投棄、命令違反などの行為に対しても罰則が適用されます。

VII その他

川口市に提出された産業廃棄物関係の文書は、次のとおり扱われます。

(1) 文書の保存

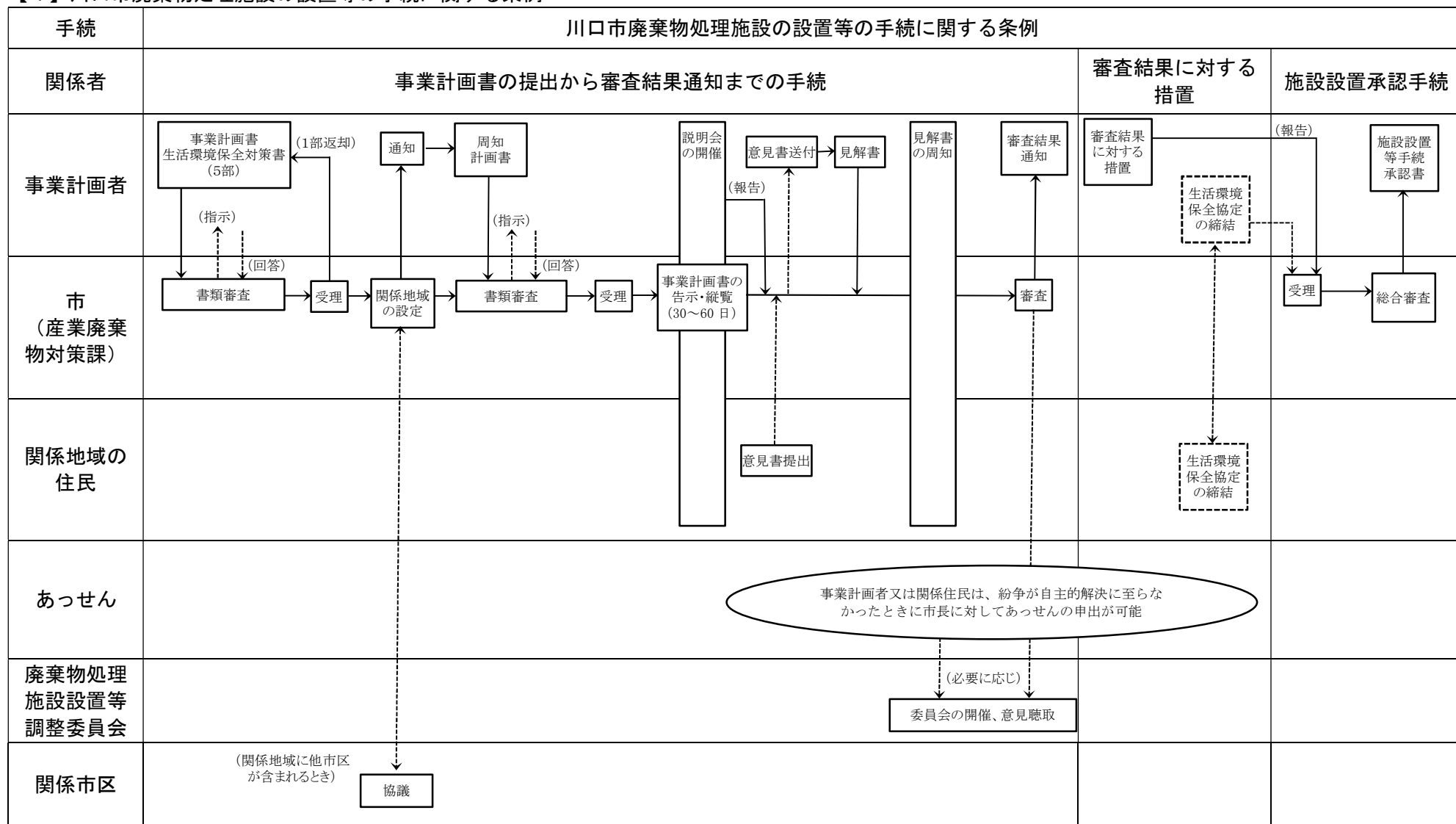
川口市文書管理規程により、文書が保存されます。保存期間は、文書の種類により1年未満保存から永年保存まで区分されます。

(2) 情報の公開

川口市が保有している公文書は、川口市情報公開条例により、原則として公開の対象となります。

VIII 参考

【1】川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例



【2】（手続条例手続後の）新規・変更許可申請

